

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年4月7日提出
【計算期間】	第5期中（自 平成26年7月8日 至 平成27年1月7日）
【ファンド名】	南アフリカ株ファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石川 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田1丁目13-7
【事務連絡者氏名】	安田 信男
【連絡場所】	東京都千代田区内神田1丁目13-7
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

「南アフリカ株ファンド」

(平成27年2月27日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	63,325,082	89.51
内 南アフリカ	48,306,024	68.28
内 イギリス	10,715,942	15.15
内 スイス	4,303,116	6.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,417,881	10.49
純資産総額	70,742,963	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成23年7月7日)	320,635,400	329,811,296	1.0483	1.0783
第2計算期間末日 (平成24年7月9日)	206,325,156	206,325,156	0.8575	0.8575
第3計算期間末日 (平成25年7月8日)	112,181,946	112,181,946	0.9672	0.9672
第4計算期間末日 (平成26年7月7日)	75,585,016	77,492,770	1.1886	1.2186
第5期中間計算期間末日 (平成27年1月7日)	65,175,480	-	1.2129	-
平成26年 2月末日	80,794,091	-	1.1148	-
3月末日	83,564,736	-	1.1697	-
4月末日	82,258,913	-	1.1995	-
5月末日	79,223,872	-	1.2166	-
6月末日	80,560,747	-	1.2117	-
7月末日	75,619,957	-	1.2054	-
8月末日	72,351,714	-	1.2074	-
9月末日	63,840,393	-	1.1740	-
10月末日	64,790,150	-	1.2141	-
11月末日	69,413,906	-	1.3451	-
12月末日	68,178,696	-	1.2827	-
平成27年 1月末日	69,453,605	-	1.2645	-
2月末日	70,742,963	-	1.3245	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0300
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0300
平成26年7月8日～平成27年1月7日	-

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	7.8
第2計算期間	18.2
第3計算期間	12.8
第4計算期間	26.0
平成26年7月8日～平成27年1月7日	2.0

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	1,616,336,225	1,310,472,998	305,863,227
第2計算期間	13,106,761	78,368,330	240,601,658
第3計算期間	20,089,930	144,709,192	115,982,396
第4計算期間	16,999,774	69,390,370	63,591,800
平成26年7月8日～平成27年1月7日	8,122,980	17,978,666	53,736,114

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成26年7月8日から平成27年1月7日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大による中間監査を受けております。

なお、当ファンドの監査人は次のとおり異動しております。

前中間計算期間及び前計算期間 UHY東京監査法人

当中間計算期間 監査法人五大

中間財務諸表

【南アフリカ株ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間末 (平成26年7月7日現在)	第5期中間計算期間末 (平成27年1月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	5,548,978
コール・ローン	10,771,359	4,365,872
株式	68,337,210	57,070,840
未収入金	3,836,347	-
流動資産合計	82,944,916	66,985,690
資産合計	82,944,916	66,985,690
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,907,754	-
未払解約金	3,876,099	202,974
未払受託者報酬	25,604	22,372
未払委託者報酬	598,443	522,864
その他未払費用	952,000	1,062,000
流動負債合計	7,359,900	1,810,210
負債合計	7,359,900	1,810,210
純資産の部		
元本等		

元本	63,591,800	53,736,114
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	11,993,216	11,439,366
(分配準備積立金)	9,616,506	7,062,944
元本等合計	75,585,016	65,175,480
純資産合計	75,585,016	65,175,480
負債純資産合計	82,944,916	66,985,690

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 (自 平成25年7月9日 至 平成26年1月8日)	第5期中間計算期間 (自 平成26年7月8日 至 平成27年1月7日)
営業収益		
受取配当金	1,568,322	949,584
受取利息	23,802	61,698
有価証券売買等損益	17,996,312	2,322,454
為替差損益	378,598	4,433,005
営業収益合計	19,209,838	3,121,833
営業費用		
受託者報酬	32,888	22,372
委託者報酬	767,791	522,864
その他費用	1,247,303	1,261,767
営業費用合計	2,047,982	1,807,003
営業利益又は営業損失()	17,161,856	1,314,830
経常利益又は経常損失()	17,161,856	1,314,830
中間純利益又は中間純損失()	17,161,856	1,314,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,494,679	293,624
期首剰余金又は期首欠損金()	3,800,450	11,993,216
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,942,734	1,778,440
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	1,439,369	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	503,365	1,778,440
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,353,496
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	3,353,496
中間剰余金又は中間欠損金()	9,809,461	11,439,366

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2013年7月7日が休日のため、前計算期間期首を2013年7月9日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期計算期間 (平成26年7月7日現在)	第5期中間計算期間 (平成27年1月7日現在)
1. 期首元本額	115,982,396円	63,591,800円
期中追加設定元本額	16,999,774円	8,122,980円
期中一部解約元本額	69,390,370円	17,978,666円
2. 受益権の総数	63,591,800口	53,736,114口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期中間計算期間 (自 平成25年7月9日 至 平成26年1月8日)	第5期中間計算期間 (自 平成26年7月8日 至 平成27年1月7日)
1. その他費用の内訳	信託事務費用 1,247,303円	主に、印刷費用900,000円及びカスタディフィー 199,767円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間及び 第5期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。

2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」における「デリバティブ取引の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期計算期間 (平成26年7月7日現在)	第5期中間計算期間 (平成27年1月7日現在)
1口当たり純資産額	1,1886円	1,2129円
(1万口当たり純資産額)	(11,886円)	(12,129円)

4【委託会社等の概況】（平成27年2月末日現在）

(1)【資本金の額】

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

8,705株

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

(2)【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成27年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	18本	20,471百万円

（親投資信託を除く）

(3)【その他】

訴訟事件その他の重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め of 解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地法裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴しました。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えていく方針です。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

5【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			5,101		52,057
2 未収委託者報酬	5		45,791		44,389
3 未収運用受託報酬			63		119,888
4 未収その他報酬			317		421
5 未収収益			140		140
6 立替金			19,864		13,913
7 前払費用			2,171		1,857
8 その他			6		1
流動資産合計			73,455		232,668
固定資産					
1 有形固定資産	1		4,131		6,347
(1) 建物		3,313		2,873	
(2) 器具備品		817		3,473	
2 無形固定資産			19,609		26,022
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		19,557		13,934	
(3) ソフトウェア仮勘定		-		12,035	
3 投資その他の資産			129,274		368,000
(1) 投資有価証券	2	34,416		278,100	
(2) 関係会社株式		14		-	
(3) 敷金		5,848		5,704	
(4) 供託金	4	71,540		84,194	
(5) 仮差押債権	5	17,454		-	
固定資産合計			153,015		400,370
資産合計			226,470		633,038
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金	3		107,021		85,565
2 未払代 hands 手数料	3		19,080		18,582
3 未払費用			3,603		80,716
4 未払法人税等			4,425		31,105
5 賞与引当金			5,000		7,500
6 未払消費税等			4,734		17,739
7 預り金			1,333		1,768
流動負債合計			145,199		242,978
固定負債					
1 繰延税金負債			-		5,071

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
固定負債合計			-		5,071
負債合計 (純資産の部)			145,199		248,049
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			77,924		55,251
(1) 資本準備金		75,251		55,251	
(2) その他資本剰余金		2,672		-	
3 利益剰余金			273,220		40,579
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		273,220		40,579	
株主資本合計			84,703		375,830
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			3,432		9,158
評価・換算差額等合計			3,432		9,158
純資産合計			81,271		384,989
負債及び純資産合計			226,470		633,038

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			341,453		1,139,538
2 運用受託報酬			240		138,149
3 商品投資顧問料			1,457		1,096
4 その他営業収益			15,000		5,097
営業収益合計			358,151		1,283,881
営業費用					
1 支払手数料	1		103,977		410,767
2 広告宣伝費			1,478		43
3 調査費			80,485		32,686
4 委託計算費			15,067		66,245
5 営業雑経費			8,331		8,232
(1) 通信費		1,979		1,974	
(2) 協会費		2,037		2,013	
(3) 印刷費		3,409		4,244	
(4) その他営業雑経費		905		-	
営業費用合計			209,339		517,974

一般管理費				
1 給料			60,656	91,795
(1) 役員報酬	15,534			26,910
(2) 給料・手当	38,640			47,732
(3) 賞与	355			8,465
(4) 賞与引当金繰入額	5,000			7,500
(5) 法定福利費	1,127			1,187
2 旅費交通費			961	1,196
3 租税公課			2,346	4,273
4 不動産賃借料			10,003	12,142
5 減価償却費			6,728	7,329
6 業務委託費	1		10,152	206,904
7 その他一般管理費			17,979	38,049
一般管理費合計			108,828	361,692
営業利益			39,983	404,215
営業外収益				
1 投資有価証券利息			196	140
2 受取利息			6	6
3 受取配当金			0	4,706
4 為替差益			-	36
5 雑収入			7	12
営業外収益合計			210	4,901
営業外費用				
1 為替差損			8	-

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
2 雑損失			192		209
営業外費用合計			201		209
経常利益			39,993		408,907
特別損失					
1 固定資産除却損	2		2,109		-
2 投資有価証券売却損	1		2,222		245
3 投資有価証券償還損			2,431		-
4 関係会社株式評価損			1,867		-
5 その他			-		3
特別損失合計			8,630		248
税引前当期純利益			31,363		408,659
法人税、住民税及び事業税			3,193		29,531
法人税等調整額			561		-
当期純利益			28,731		379,127

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	75,251	2,672	301,952	55,972	3,597
当期変動額						
当期純利益				28,731	28,731	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					-	165
当期変動額合計	-	-	-	28,731	28,731	165
当期末残高	280,000	75,251	2,672	273,220	84,703	3,432

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	75,251	2,672	273,220	-	84,703	3,432
当期変動額							
当期純利益				379,127		379,127	
資本準備金の振替		20,000	20,000			-	
自己株式の取得					88,000	88,000	
自己株式の消却			22,672	65,327	88,000	-	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						-	12,590
当期変動額合計	-	20,000	2,672	313,800	-	291,127	12,590
当期末残高	280,000	55,251	-	40,579	-	375,830	9,158

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年~5年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	236千円
----	-------

器具備品	8,069千円
------	---------

2. 投資有価証券のうち、国債10,625千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払金	16,730千円
-----	----------

未払代行手数料	12,214千円
---------	----------

4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

5. 4に記載の仮差押えに関する助言報酬の計算期間以降の期間に係る助言報酬の支払留保分等に関し、助言会社から申し立てられた当社債権（未収委託者報酬）の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定を受け、平成25年3月、その一部が実行されたものであります。

また、仮差押え決定金額と3月仮差押え実行額との差額3,199千円については、平成25年4月に仮差押えが実行されており、当該金額は「未収委託者報酬」に含まれております（6.偶発債務の注記参照）。

6. 偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	676千円
----	-------

器具備品	9,335千円
------	---------

2. 投資有価証券のうち、国債10,490千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払代行手数料	9,296千円
---------	---------

4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

6. 偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円（平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる

「投資顧問契約」は委任契約であり、委任者と受任者の信頼関係の上に成り立っており、委任契約が委任者の利益だけでなく受任者の利益である場合も、受任者が著しく不誠実な行為に出た等やむをえない事由があるときは、委任者は民法651条に則り委任契約を解除することができるものと解するのが判例であります。上記の判例の基準に照らし本件解除は有効であり、解除通知日以降の報酬は発生しないと認識しております。また、当社は、助言内容が不的確であったことによる助言報酬の減額についても主張していく所存であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

なお、上記訴訟の提起以前に、助言会社から当社債権に対して解除前の報酬を請求債権として仮差押えが申立てられており、当社の正当性を主張していくにあたり、以下のとおり仮差押え決定金額と同額の供託金を拠出してあります。

平成24年10月：東京地方裁判所による当社債権に対する仮差押えの決定

平成25年2月：上記仮差押えに対する供託金
71,450千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

平成25年2月：東京地方裁判所による当社債権に対する第2回目の仮差押えの決定

平成25年4月：上記仮差押えに対する供託金
20,653千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

また、助言会社による仮差押え申立て金額に重複分があったことが判明し、平成25年5月、東京地方裁判所より当初の供託金71,450千円の内8,000千円を減額する決定がなされています。

助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払手数料 71,482千円	支払手数料 272,989千円
投資有価証券売却損 2,222千円	業務委託費 182,626千円
2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。	
建物 2,109千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	10,305	-	-	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	1,600	-
合計	10,305	-	1,600	8,705

(注) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
優先株式	-	1,600	1,600	-
合計	-	1,600	1,600	-

(注1) 優先株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(注2) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	5,101	5,101	-
（２）未収委託者報酬	45,791	45,791	-
（３）未収運用受託報酬	63	63	-
（４）未収その他報酬	317	317	-
（５）立替金	19,864	19,864	-
（６）投資有価証券	34,416	34,416	-
（７）敷金	5,848	5,182	666

資産計	111,402	110,736	666
(1) 未払金	107,021	107,021	-
(2) 未払代行手数料	19,080	19,080	-
(3) 未払費用	3,603	3,603	-
(4) 未払法人税等	4,425	4,425	-
(5) 未払消費税等	4,734	4,734	-
(6) 預り金	1,333	1,333	-
負債計	140,199	140,199	-

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	52,057	52,057	-
(2) 未収委託者報酬	44,389	44,389	-
(3) 未収運用受託報酬	119,888	119,888	-
(4) 未収その他報酬	421	421	-
(5) 立替金	13,913	13,913	-
(6) 投資有価証券	278,100	278,100	-
(7) 敷金	5,704	5,185	519
資産計	514,475	513,955	519
(1) 未払金	85,565	85,565	-
(2) 未払代行手数料	18,582	18,582	-
(3) 未払費用	80,716	80,716	-
(4) 未払法人税等	31,105	31,105	-
(5) 未払消費税等	17,739	17,739	-
(6) 預り金	1,768	1,768	-
負債計	235,478	235,478	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位: 千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式 子会社株式	14	-
供託金	71,540	84,194
仮差押債権	17,454	-
合計	89,009	84,194

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、供託金および仮差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,101	-	-	-
未収委託者報酬	45,791	-	-	-
未収運用受託報酬	63	-	-	-
未収その他報酬	317	-	-	-
立替金	19,864	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	71,137	10,000	-	-

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	52,057	-	-	-
未収委託者報酬	44,389	-	-	-
未収運用受託報酬	119,888	-	-	-
未収その他報酬	421	-	-	-
立替金	13,913	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-

合計	230,669	10,000	-	-
----	---------	--------	---	---

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,625	10,089	536
	(3) その他	970	862	107
	小計	11,595	10,951	643
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	22,821	26,897	4,075
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	22,821	26,897	4,075
計		34,416	37,848	3,432

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,490	10,089	401
	(3) その他	234,591	216,884	17,706
	小計	245,081	226,973	18,107
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	24,242	26,897	2,654
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8,776	10,000	1,224
	小計	33,018	36,897	3,878
計		278,100	263,870	14,229

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	9,415	-	2,222
(3) その他	-	-	-
計	9,415	-	2,222

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
----	-----	---------	---------

(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,755	-	245
計	4,755	-	245

3. 時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	14	-
合計	14	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

前事業年度末において、子会社株式を1,867千円減損処理しております。

(税効果会計関係)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
	単位：千円			
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産		
	賞与引当金	1,900	賞与引当金	2,673
	未払事業税	643	未払事業税	3,134
	関係会社株式評価損	2,095	未払費用	352
	未払費用	876	繰越欠損金	48,406
	投資有価証券評価差額金	1,223	その他	129
	繰越欠損金	166,349	繰延税金資産小計	54,695
	その他	63	評価性引当額	54,695
	繰延税金資産小計	173,152	繰延税金資産合計	-
	評価性引当額	173,152	繰延税金負債	
	繰延税金資産合計	-	投資有価証券評価差額金	5,071
	繰延税金負債		繰延税金負債合計	5,071
	繰延税金負債合計	-		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
	(調整)		(調整)	
	交際費等永久に損金に算入される項目	1.0	交際費等永久に損金に算入される項目	0.7
	住民税均等割	0.9	住民税均等割	0.1
	評価性引当額の減少額	33.5	評価性引当額の減少額	30.4
	その他	2.0	その他	1.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.2

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	207,764	投資運用業

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	946,552	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 79.3	業務受託	証券代 手数料の支払 (注1)	71,482	未払代 手数料	12,214
							投資有価証券の 売却 (注2) 売却代金 売却損	9,415 2,222	-	-
							経営指導料の支 払 (注3)	9,500	未払金	3,675
							不動産賃借 敷金支払 (注4)	10,003 5,920	未払金 敷金	3,711 5,848

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 76.7	業務受託	証券代 手数料の支払 (注1)	271,848	未払代 手数料	9,296
							業務委託費の支払 (注3)	182,626	-	-
							経営指導料の支払 (注3)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注4)	12,142	敷金	5,704

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。

(注3) 提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注4) 使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社(非上場)

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	3,070円52銭	44,226円22銭
1株当たり当期純利益	2,841円02銭	43,552円88銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成25年3月31日	当事業年度 平成26年3月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	81,271	384,989
普通株式以外に帰属する純資産合計額	108,000	-
優先株式の払込出資額	80,000	
優先株式の累積要配当額(平成22年3月分)	16,000	
優先株式の累積要配当額(平成23年3月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額(平成24年3月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額(平成25年3月分)	4,000	
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	26,728	384,989
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	28,731	379,127
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	-

普通株式に係る当期純利益	24,731	379,127
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
		金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			62,574
2 未収委託者報酬			50,710
3 未収収益			14,088
4 立替金			17,269
5 前払費用			2,233
6 その他			7
流動資産合計			146,884
固定資産			
1 有形固定資産	1		7,291
(1) 建物		2,682	
(2) 器具備品		4,609	
2 無形固定資産			23,736
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		11,123	
(3) ソフトウェア仮勘定		12,560	
3 投資その他の資産			416,572
(1) 投資有価証券	2	326,745	
(2) 敷金		5,632	
(3) 供託金	3	84,194	
固定資産合計			447,600
資産合計			594,485

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
		金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			86,509
2 未払費用			33,098
3 未払法人税等			3,218
4 賞与引当金			7,500
5 預り金			2,114
6 その他	4		1,249
流動負債合計			133,691
固定負債			
1 繰延税金負債			11,761
固定負債合計			11,761
負債合計			145,453
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			55,251
(1) 資本準備金		55,251	
3 利益剰余金			92,540
(1) その他利益剰余金			

繰越利益剰余金		92,540	
株主資本合計			427,791
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			21,240
評価・換算差額等合計			21,240
純資産合計			449,031
負債及び純資産合計			594,485

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			248,733
2 運用受託報酬			28,264
3 商品投資顧問料			432
営業収益合計			277,429
営業費用			
1 支払手数料			104,742
2 調査費			10,092
3 委託計算費			9,232
4 営業雑経費			5,819
(1) 通信費		637	
(2) 協会費		995	
(3) 印刷費		4,186	
営業費用合計			129,887
一般管理費			
1 給料			51,071
(1) 役員報酬		14,280	
(2) 給料・手当		27,955	
(3) 賞与		480	
(4) 賞与引当金繰入額		7,500	
(5) 法定福利費		855	
2 旅費交通費			646
3 租税公課			1,365
4 不動産賃借料			6,051
5 減価償却費	1		3,896
6 業務委託費			16,978
7 その他一般管理費			18,528
一般管理費合計			98,539
営業利益			49,003

		当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			5
2 受取配当金			6,846
3 有価証券利息			70
4 雑収入			1
営業外収益合計			6,922
営業外費用			
1 為替差損			374
2 雑損失			147
営業外費用合計			521
経常利益			55,404
特別損失			
1 固定資産除却損			25
特別損失合計			25
税引前中間純利益			55,379
法人税、住民税及び事業税			3,418
中間純利益			51,960

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～5年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	15年	器具備品	4年～5年
建物	15年				
器具備品	4年～5年				
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。				

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)					
1.	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>867千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>9,557千円</td> </tr> </table>	建物	867千円	器具備品	9,557千円
建物	867千円				
器具備品	9,557千円				
2.	投資有価証券のうち、国債10,446千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。				
3.	ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（5.偶発債務の注記参照）。				
4.	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。				
5.	<p>偶発債務 (係争事件)</p> <p>平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地法裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴しました。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えていく方針です。</p> <p>なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。</p>				

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 減価償却費の内容は次の通りであります。 有形固定資産減価償却費額 1,085千円 無形固定資産減価償却費額 2,811千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	62,574	62,574	
(2) 未収委託者報酬	50,710	50,710	
(3) 未収収益	14,088	14,088	
(4) 立替金	17,269	17,269	
(5) 投資有価証券	326,745	326,745	
(6) 敷金	5,632	5,198	434
資産計	477,021	476,587	434
(7) 未払金	86,509	86,509	
(8) 未払費用	33,098	33,098	
(9) 未払法人税等	3,218	3,218	
(10) 預り金	2,114	2,114	
負債計	124,942	124,942	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

供託金(中間貸借対照表計上額 84,194千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	29,152	26,897	2,255
	(2) 債券	10,446	10,089	357
	(3) その他	272,467	241,757	30,710
	小計	312,066	278,743	33,322
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他	14,679	15,000	321
	小計	14,679	15,000	321
合計		326,745	293,743	33,001

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	商品投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	276,997	432	277,429

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	144,643	投資運用業
世界シェールガス株ファンド	32,867	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	51,583円18銭
1株当たり当中間会計期間純利益	5,969円05銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

1. 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	449,031
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	449,031
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	51,960
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	51,960
普通株式の当中間会計期間平均株式数(株)	8,705

(重要な後発事象)

上記[注記事項](中間貸借対照表関係)5.偶発債務(係争事件)に記載の東京地方裁判所による平成26年10月17日付け判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続きを行い、平成26年12月10日付けにて、東京地方裁判所より、当社が有する債権について、債権差押及び転付命令が出されました。

これにより、固定資産として計上している東京法務局に対する供託金84,194千円が差押えを受け、また、同日以後発生する差押対象とされた投資信託に係わる委託者報酬請求権が、支払期の順に、総額418,748千円を限度に差押えを受けることとなりました。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員
公認会計士 宮 村 和 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員
公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

- 注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状が送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡した。会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、第1審の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、会社の正当性を

訴えていく方針である。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

2. 注記事項の重要な後発事象に記載されているとおり、東京地方裁判所による平成26年10月17日付け判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続きを行い、平成26年12月10日付けにて、東京地方裁判所より、会社が有する債権について債権差押及び転付命令が出された。これにより、固定資産として計上している東京法務局に対する供託金84,194千円が差押えを受け、また、同日以後発生する差押対象とされた投資信託に係る委託者報酬請求権が、支払期の順に、総額418,748千円を限度に差押えを受けることとなる。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年3月23日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている南アフリカ株ファンドの平成26年7月8日から平成27年1月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、南アフリカ株ファンドの平成27年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年7月8日から平成27年1月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

南アフリカ株ファンドの平成26年1月8日をもって終了した前中間計算期間の中間財務諸表及び平成26年7月7日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、南アフリカ株ファンドの前中間計算期間の中間財務諸表に対して平成26年3月24日付けで有用意見を表明しており、また、前計算期間の財務諸表に対して平成26年9月16日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。